

○阿久比町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に
関する条例施行規則

平成 1 7 年 1 2 月 2 2 日

規則第 1 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、阿久比町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 1 7 年阿久比町条例第 1 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(安全基準)

第 2 条 条例第 6 条の規則で定める安全基準は、公害対策基本法第 9 条の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 4 6 号。以下「平成 3 年告示」という。）別表の項目の欄に掲げる項目に応じ、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、平成 3 年告示別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

(公共的団体の範囲)

第 3 条 条例第 9 条第 1 号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 地方共同法人日本下水道事業団
- (2) 独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- (3) 地方住宅供給公社法（昭和 4 0 年法律第 1 2 4 号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (4) 地方道路公社法（昭和 4 5 年法律第 8 2 号）に基づき設立された地方道路公社
- (5) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 4 7 年法律第 6 6 号）第 1 0 条第 1 項の規定により設立された土地開発公社

- (6) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区（同法の規定に基づく土地改良事業を行う場合に限る。）
- (7) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合（同法の規定に基づく土地区画整理事業を行う場合に限る。）
- (8) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
- (9) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (10) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壤の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして町長の認定を受けた者

2 前項第10号の規定による町長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（様式第1）を町長に提出しなければならない。

（条例第9条第4号の規則で定める事業）

第4条 条例第9条第4号の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う事業
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行う事業

（土地所有者等の同意）

第5条 条例第10条第1項（条例第15条第1項及び第26条第1項において準用する場合を含む。）の規定による同意は、条例第9条の許可の申請が、条例第12条第1項の規定によるものである場合にあっては特定事業区域内土地使用同意書（様式第2）により、同条第2項の規定によるものである場合にあっては特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書（様式第3）によらなければならない。

2 条例第10条第2項（条例第15条第1項及び第26条第1項において準

用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者(条例第10条第1項に規定する土地の所有者を除く。)は、特定事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する者とする。

3 条例第10条第2項の規定による同意は、特定事業区域内施工同意書(様式第4)によらなければならない。

(近隣住民等への説明)

第6条 条例第11条(条例第15条第1項において準用する場合を含む。)の規定による説明は、特定事業区域の境界線からの水平距離が15メートルの範囲内において住所を有する者、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有する者に対し、書面及び図面を用いて具体的かつ平易に行わなければならない。

(許可の申請)

第7条 条例第12条第1項に規定する申請書は、特定事業許可申請書(様式第5)とする。

2 条例第12条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1) 住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、登記事項証明書)

(2) 特定事業場の位置図

(3) 特定事業場の平面図及び断面図(特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。)

(4) 特定事業場の土地の公図の写し

(5) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書

(6) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面

(7) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図

(8) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

(9) 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他町長が指示す

る事項を記載した特定事業施工計画書

(10) 特定事業が別表第3に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面

(11) 現場責任者であることを証する書面

(12) 第5条第1項に規定する特定事業区域内土地使用同意書及び同条第3項に規定する特定事業区域内施工同意書

(13) その他町長が必要と認める書類及び図面

3 条例第12条第2項に規定する申請書は、特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書（様式第6）とする。

4 条例第12条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1) 第2項第1号、第2号、第4号、第10号及び第11号に掲げる書類及び図面

(2) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図

(3) 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）

(4) 第5条第1項に規定する特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書及び同条第3項に規定する特定事業区域内施工同意書

(5) その他町長が必要と認める書類及び図面

5 条例第12条第2項第5号の規則で定める事項は、特定事業の期間とする。

（構造上の基準）

第8条 条例第14条第1項第6号の規則で定める構造上の基準は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例第14条第2項第1号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

（構造上の基準に係る適用除外）

第9条 条例第14条第3項の規則で定めるものは、別表第3に掲げる行為とする。

(変更の許可の申請等)

第10条 条例第15条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- (2) 現場責任者の氏名又は職名の変更
- (3) 特定事業に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）
- (4) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画の変更

2 条例第15条第3項に規定する申請書は、特定事業変更許可申請書（様式第7）とする。

3 条例第15条第3項の規則で定める書類及び図面は、第7条第2項各号（第12号を除く。）及び第4項各号（第4号を除く。）に掲げる書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面とする。

4 条例第15条第8項の規定による町長への届出は特定事業軽微変更届（様式第8）を、同項の規定による土地の所有者への通知は特定事業軽微変更通知書（様式第9）を提出して行わなければならない。

(特定事業の着手の届出)

第11条 条例第17条の規定による届出は、特定事業着手届（様式第10）を提出して行わなければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第12条 条例第18条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（様式第11）を提出して行わなければならない。

2 条例第18条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（様式第12）とする。

3 条例第18条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書（様式第13）及び地質分析（濃度）結果証明書（様式第14。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計

量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ平成3年告示別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる測定方法により行わなければならない。

5 条例第18条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書（様式第15）とする。

（土砂等管理台帳）

第13条 条例第19条第1項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（様式第16）によるものとする。

2 条例第19条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 特定事業の許可を受けた者の氏名又は名称

(2) 特定事業の許可の番号

(3) 特定事業場の位置

(4) 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名又は名称

3 条例第19条第2項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（一時的積特定事業用）（様式第17）によるものとする。

4 条例第19条第2項第3号の規則で定める事項は、第2項各号に掲げるものとする。

5 条例第19条第1項及び第2項に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における同条第1項各号及び同条第2項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

6 条例第19条第1項及び第2項に規定する土砂等管理台帳は、毎年3月末日をもって閉鎖しなければならない。

（土砂等の量等の報告）

第14条 条例第19条第3項の規定による報告は、特定事業を開始した日か

ら6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内（特定事業の中止をしようとするとき（当該中止をしようとする期間が2月以上であるときに限る。）は当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第23条第3項、条例第24条第3項又は条例第25条第3項の規定による届出の時）に、特定事業状況報告書（様式第18）を、特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては特定事業（一時たい積特定事業）状況報告書（様式第19）を提出して行わなければならない。

（地質検査）

第15条 条例第20条第1項の規定による地質検査は、特定事業を開始した日から6月ごと（条例第23条第3項の規定による廃止の届出、条例第24条第3項の規定による完了の届出（特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る完了の届出を除く。）又は条例第25条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、町長が指定する期日）に、町長の指定する職員の立会の上、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 地質検査は、特定事業区域を5,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。
- (3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに一試料とすること。ただし、町長が承認した場合にあっては、町長が定めるところにより、第1号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、一試料とすることができる。
- (4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ平

成 3 年告示別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる測定方法により行うこと。

2 条例第 20 条第 1 項ただし書の規則で定めるものは、次に掲げる特定事業とする。

- (1) 条例第 18 条第 1 号又は第 2 号に定める土砂等のみを用いて行う特定事業
- (2) 工事に伴って排出される不要となった土砂等以外のもので、販売を目的に地山から採取された土砂等を購入し、当該土砂等のみを用いて行う特定事業
- (3) 特定事業が一時的に積特定事業である場合であって、一の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でたい積されているもの

(地質検査の報告)

第 16 条 条例第 20 条第 1 項の規定による報告は、特定事業を開始した日から 6 月ごとに当該 6 月を経過した日から 1 週間以内（条例第 23 条第 3 項の規定による廃止の届出、条例第 24 条第 3 項の規定による完了の届出又は条例第 25 条第 3 項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、町長が別に指定する日まで）に、特定事業地質検査報告書（様式第 20）に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真
- (2) 前条の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書

(標識)

第 17 条 条例第 22 条第 1 項に規定する標識の様式は、土砂等の埋立て等に関する標識（様式第 21）とする。

2 条例第 22 条第 1 項に規定する標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 特定事業の目的
- (3) 特定事業場の所在地

- (4) 特定事業を行う者の住所又は所在地並びに連絡先の電話番号
- (5) 特定事業の許可の期間
- (6) 特定事業場及び特定事業区域の面積
- (7) 埋立て等に使用される土砂等の搬入予定量（一時たい積特定事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量）
- (8) 特定事業場及び特定事業区域の見取図
（特定事業の廃止等に係る届出）

第18条 条例第23条第1項の規定による届出は、特定事業廃止（中止）事前届（様式第22）を提出して行わなければならない。

2 条例第23条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 特定事業の廃止をしようとする年月日又は中止をしようとする期間
- (3) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域の構造
- (4) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- (5) 廃止し、又は中止しようとする特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、一時たい積特定事業の特定事業区域のうち土砂等がたい積されている面積

3 条例第23条第3項の規定による届出は、特定事業廃止届（様式第23）を提出して行わなければならない。

（特定事業の完了に係る届出）

第19条 条例第24条第1項の規定による届出は、特定事業完了事前届（様式第24）を提出して行わなければならない。

2 条例第24条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 特定事業の完了の予定年月日
- (3) 特定事業を完了した場合の特定事業区域の構造

3 条例第24条第3項の規定による届出は、特定事業完了届（様式第25）を提出して行わなければならない。

(特定事業の終了に係る届出)

第20条 条例第25条第1項の規定による届出は、特定事業終了事前届（様式第26）を提出して行わなければならない。

2 条例第25条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造

3 条例第25条第3項の規定による届出は、特定事業終了届（様式第27）を提出して行わなければならない。

(譲受けの許可の申請)

第21条 条例第26条第2項に規定する申請書は、特定事業譲受け許可申請書（様式第28）とする。

2 条例第26条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、登記事項証明書）
- (2) 現場責任者であることを証する書面
- (3) その他町長が必要と認める書類

3 条例第26条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 現場責任者の氏名及び職名
- (3) 譲受けの理由

(相続等の届出)

第22条 条例第27条第2項の規定による町長への届出は特定事業相続等届（様式第29）を、同項の規定による土地の所有者への通知は特定事業相続等通知書（様式第30）を提出して行わなければならない。

(土地所有者による特定事業の施工状況の把握)

第23条 条例第32条第2項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業場において、毎月1回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該特定事業場において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうかを自ら確認することにより

行わなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

（身分を示す証明書）

第 24 条 条例第 35 条第 2 項に規定する証明書は、身分証明書（様式第 31）とする。

（書類等の提出）

第 25 条 条例第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定による申請、条例第 15 条第 3 項の規定による変更許可申請、条例第 26 条第 2 項の規定による譲受け許可申請、条例第 15 条第 8 項、条例第 17 条、条例第 18 条、条例第 23 条第 1 項及び第 3 項、条例第 24 条第 1 項及び第 3 項、条例第 25 条第 1 項及び第 3 項並びに条例第 27 条第 2 項の規定による届出並びに条例第 19 条第 3 項及び条例第 20 条の規定により提出する書類及び図面の提出部数は、2 部とする。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 26 日規則第 22 号）

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日規則第 7 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 27 日規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行し、令和元年 7 月 1 日から適用する。

附 則（令和 8 年 1 月 20 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年 8 月 4 日規則第 34 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

- 1 埋立て等の高さ（特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及

びのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）のこう配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該のり面のこう配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分	埋立て等の高さ	のり面のこう配
粒度分布の良い砂、礫及び細粒分混じり礫	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上のこう配
	5メートルを超え1.5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配
粒度分布の悪い砂	1.0メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配
砂質土、硬い粘質土、硬い粘土	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上のこう配
	5メートルを超え1.0メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配
柔らかい粘性土	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配
その他	1.5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上のこう配

2 前項の規定にかかわらず、埋立て等の高さが1メートル以下である農用地の場合にあっては、のり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1メートル以上であること。

3 埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の小段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されているこ

と。

4 特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。

5 のり面は、風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。

6 特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第2（第8条関係）

1 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、2メートル以上の保安地帯が設置されていること。

2 土砂等のたい積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が5メートル以下であること。

3 土砂等のたい積ののり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。

別表第3（第9条関係）

1 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為

2 土地改良法に基づく土地改良事業

3 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条、第34条第2項及び第44条において準用する第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為

4 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為

5 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為

6 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為

- 7 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 8 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
- 9 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の15第1項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
- 10 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内における許可を要する行為
- 11 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為